国 海 査 第 4 8 9 号 平成28年12月27日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 会長 石井 邦夫 殿

国土交通省海事局検査測度課長

岩本泉

特殊貨物船舶運送規則に規定する事務手続き等の改正について (国海査第452号(平成22年12月1日付け)の一部改正)

海上人命安全条約(SOLAS 条約)に基づく国際海上固体ばら積み貨物規則 (IMSBC コード)の3次改正が、平成29年1月1日から発効します。これに伴い、特殊貨物船舶運送規則(特貨則)等省令及び関連告示を改正し公布したところですが(改正の概要は別紙1及び2を参照)、これに合わせ、同規則に規定する申請等の手続き等について定めた国海査第452号を別添のとおり改正したので、通知します。なお、改正の概要については別紙3を参照下さい。

## 1. 特貨則等省令の改正内容

- 乾燥粉状液状化物質を地方運輸局が認定した乾燥粉状液状化物質運搬船にばら積みして運送する場合には、第16条の2(荷送人による船長への資料の提出)、第16条の3(荷送人による水分管理)、第17条(登録検査機関等による水分値等の測定)、第23条(液状化物質の積付け要件)及び第25条(液状化物質の積付け検査)の規定は適用されません。【特貨則第27条の2第1項関係】
- 乾燥粉状液状化物質運搬船の認定を受けるには、船舶所有者が乾燥粉状液状化物質運搬船認定申請書等を地方運輸局に提出する必要があります。また、地方運輸局が当該認定を行ったときは、乾燥粉状液状化物質運搬船認定書を船舶所有者に交付します。【特貨則第27条の2第3項、第4項関係】
- 乾燥粉状液状化物質運搬船の認定を受けた船舶の船長は、乾燥粉状液状化物質をばら積みして運送する場合には、乾燥粉状液状化物質運搬船認定書等を船内に保管する必要があります。【特貨則第27条の2第9項関係】
- ※乾燥粉状液状化物質…乾燥させて水分を除去した粉末状の液状化物質
- ※乾燥粉状液状化物質運搬船…地方運輸局等が乾燥粉状液状化物質の乾燥状態を維持するために必要な積付設備及び船倉を有していると認定した船舶

## 2. 関係告示の改正内容

クリンカアッシュ(石炭灰の一種)等の運送にかかる要件の改正の他、新たに鉄鋼スラグ等18種類の物質の運送にかかる要件の追加が行われました。

## <改正法令>

- 液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示(平成22 年国土交通省告示第1526号)
- 固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示(平成5年運輸省告示第757号)
- その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積 載の方法を定める告示(平成22年国土交通省告示第1529号)

- 3. 国海査第452号の改正内容の概要
- 水分管理手順書の承認手続き等について(p.4)

荷送人が試料採取・水分測定に関する手順書の地方運輸局の承認を受ける際に、地方運輸局への提出資料に添付する試料採取者及び水分測定者に対する教育・訓練の記録を登録検査機関が実施する研修の受講記録に替える場合、当該受講記録の有効期間を1年に延長します。また、当該手順書の更新時は、試料採取者及び水分測定者の業務実績が確認できる場合に限り、荷送人が受講する当該研修は座学研修のみでも良いこととします。

● 液状化物質の試料採取・水分測定について(p.6、p.47)

特貨則第17条第9項及び船舶検査心得に規定される標準的な方法・規格による液状化物質の試料採取を実施するのが難しい場合は、代替方法を地方運輸局等にご相談下さい。

● 乾燥粉状液状化物質運搬船について(p.9~10)

今次特貨則改正にて新設された第27条の2(乾燥粉状液状化物質運搬船)について、乾燥粉状液状化物質運搬船の地方運輸局の認定要件(同条第1項)や船舶所有者が地方運輸局に提出する書類(同条第3項)の仔細を規定します。